

ともに先へ、先へ。

民主党 参議院比例区第65総支部総支部長

参議院議員 **えさきたかし**



この「えさきたかしの「がんばるバイ」」は、僕の国会活動、おもしろい話やえっと思ったことなどを気ままに綴って、各県本部へ月1回程度のペースで配信します。どうぞご利用ください。今回は、内閣委員会で予算関連法案として審議される内閣府設置法改正案と総合特別区域法案について、2回にわたってご紹介します。どちらも、自治体に関わる法案です。

えさきたかしの「がんばるバイ」No.5

その2 総合特別区域法案

政府は、2012年以降に実質2%程度の経済成長によって「元気が出る日本を復活させる」ための新成長戦略を掲げていますが、そのための政策課題解決の突破口となる「総合特別区域法案」の成立をめざしています。

総合特区は「地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かすもの」とされ、わが国の経済成長のエンジンとなる「国際戦略総合特区」と、地域資源を最大限活用した「地域活性化総合特区」という2つの制度で構成されます。

総合特区と構造改革特区の決定的な違いは、構造改革特区が政策ツールとして規制緩和しかなかったのに対して、総合特区は規制・制度の特例のみならず、税制・財政・金融措置による支援も含み、地域の実状に合わせたオーダーメイドの政策を、国と地域が知恵を出し合って協働で展開していくことにあります。



総合特区が指定されると、国と地方の協議会が特区ごとに設置され、国・自治体・民間の実務者によって、戦略が共有され、政策目的の実現のための具体的な政策ツールが検討されることとなります。

特に、総合特区法における規制の特例措置について、地方自治体の事務に関して政省令で規定されている事項については、当該事項の特例措置を条例で定めることができる画期的なものになっています。